

岩手県企業局管理規程第7号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>附則 (有価証券の評価)</p> <p>第62条 有価証券の評価は、<u>取得原価によるものとする。ただし、一時所有の有価証券については、この限りでない。</u></p> <p>(固定資産の範囲)</p> <p>第105条 この規程において「固定資産」とは、<u>次の各号に掲げるものをいう。ただし、主要設備の付属として資産に整理されるものを除く。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>投資</u> (取得原価)</p> <p>第107条 固定資産の帳簿原価は、取得原価によるものとし、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 無償で譲り受けたもの<u>その他前各号に規定する以外のものは、適正な評価額</u></p> <p>(備品)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p><u>第7章 引当金（第149条の2）</u></p> <p><u>第8章 リース会計（第149条の3・第149条の4）</u></p> <p><u>第9章 報告セグメント（第149条の5）</u></p> <p>第10章 [略]</p> <p>第11章 [略]</p> <p>附則 (有価証券の評価)</p> <p>第62条 有価証券の評価は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 売買目的有価証券は、時価とする。</u></p> <p><u>(2) 満期保有目的有価証券は、取得原価とする。ただし、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券は、時価とする。</u></p> <p>(固定資産の範囲)</p> <p>第105条 この規程において「固定資産」とは、<u>次に掲げるものをいう。ただし、主要設備の付属として資産に整理されるものを除く。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>投資その他の資産</u> (取得原価)</p> <p>第107条 固定資産の帳簿原価は、取得原価によるものとし、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>譲与、贈与その他無償で取得したもの又は前各号に掲げる以外のものは、公正な評価額</u></p> <p><u>(6) リース資産は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額</u></p> <p>(備品)</p>

第124条 [略]

(減価償却)

第139条 固定資産のうち、土地、立木、電話加入権、固定資産仮勘定及び投資を除く資産は、償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(方法)

第140条 減価償却は、定額法により行い、その整理は、有形固定資産にあつては間接法、無形固定資産にあつては直接法により行うものとする。

2 [略]

(特例)

第141条 有形固定資産について、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第3項の規定を適用して減価償却を行う場合の年数その他必要な事項は、別に定める。

(事故報告)

第149条 [略]

第124条 [略]

(リース資産)

第124条の2 一の契約に係るリース期間が1年を超え、かつ、リース料の総額が3,000千円を超えるファイナンス・リース取引に係る資産については、リース資産として整理するものとする。

(減価償却)

第139条 固定資産のうち、土地、立木、電話加入権及び固定資産仮勘定を除く資産は、償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(方法)

第140条 減価償却は、定額法（リース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に係る資産に限る。）にあつては、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法）により行い、その整理は、有形固定資産にあつては間接法、無形固定資産にあつては直接法により行うものとする。

2 [略]

(特例)

第141条 有形固定資産について、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第15条第3項の規定を適用して減価償却を行う場合の年数その他必要な事項は、局長が別に定める。

(事故報告)

第149条 [略]

第7章 引当金

(引当金の計上)

第149条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（事業年度の末日において全ての職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

2 前項の退職給付引当金以外の引当金の計上は、局長が別に定める方法によるものとする。

第8章 リース会計

(重要性の乏しいリース物件に係る取引の会計処理方法)

第149条の3 リース取引において、リース物件の重要性が乏しいと認められるときは、府令第55条第3号の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理方法

第7章 [略]

(年次決算整理)

第154条 予算経理担当課長は、事業年度末における決算整理事項として次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) [略]
- (2) 繰延資産の償却
- (3) [略]
- (4) 損益勘定の年度末修正
- (5) 退職給与引当金、修繕準備引当金及び濁水準備引当金の計上による修正
- (6) 未決算勘定の精算

(決算の書類)

第156条 予算経理担当課長は、毎事業年度5月15日までに、次に掲げる決算書類を取りまとめ、局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 損益計算書
- (2) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (3) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 収益及び費用明細書
- (6) 固定資産明細書

2

第149条の4 電気事業における所有権移転外ファイナンス・リース取引（前条に係るものを除く。）に係る会計処理は、通常の売買取引に係る方法に準じて行うものとする。

2 工業用水道事業における所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理は、府令第55条第2号の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

第9章 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第149条の5 府令第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める区分とする。

事業	報告セグメントの区分
電気事業	水力発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業
工業用水道事業	第一北上中部工業用水道事業、第二北上中部工業用水道事業

第10章 [略]

(年次決算整理)

第154条 予算経理担当課長は、事業年度末における決算整理事項として次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) [略]
- (2) 繰延収益の償却
- (3) [略]
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(決算の書類)

第156条 予算経理担当課長は、毎事業年度5月15日までに、次に掲げる決算書類を取りまとめ、局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 損益計算書 府令別記第10号
- (2) 剰余金計算書又は欠損金計算書 府令別記第11号
- (3) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 府令別記第12号
- (4) 貸借対照表 府令別記第13号
- (5) 収益費用明細書 府令別記第16号
- (6) 固定資産明細書 府令別記第17号
- (7) キャッシュ・フロー計算書 府令別記第15号

- (7) 決算報告書
- (8) 事業報告書
- (9) 企業債明細書

第8章 [略]

別表第1 (第4条関係)

[略]

1 固定資産

款	項	目	節	備考
[略]				
水力発電設備	[略]	[略]	[略]	[略]
			諸車	[略]
		無形固定資産	[略]	[略]
		減価償却累計額 (貸方)	[略]	[略]
送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]
			諸車	[略]
		無形固定資産	[略]	[略]
			[略]	[略]

- (8) 決算報告書 府令別記第9号
- (9) 事業報告書 府令別記第14号
- (10) 企業債明細書 府令別記第18号

2 前項第7号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法により作成するものとする。

第11章 [略]

別表第1 (第4条関係)

[略]

1 固定資産

款	項	目	節	備考
[略]				
水力発電設備	[略]	[略]	[略]	[略]
			諸車	[略]
		リース資産		ファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。
		無形固定資産	[略]	[略]
		減価償却累計額 (貸方)	[略]	[略]
		減損損失累計額 (貸方)	[略]	[略]
送電設備	[略]	[略]	[略]	[略]
			諸車	[略]
		リース資産		[略]
		無形固定資産	[略]	[略]
			[略]	[略]

		減価償却 累計額（ 貸方）		[略]		減価償却 累計額（ 貸方）		[略]	
業務設備	[略]	[略]	[略]	[略]	業務設備	[略]	[略]	[略]	[略]
			諸車				諸車		
		無形固定 資産	[略]	[略]		リース資 産	[略]	[略]	[略]
		減価償却 累計額（ 貸方）	[略]			減価償却 累計額（ 貸方）	[略]		
[略]				[略]	[略]	減損損失 累計額（ 貸方）		[略]	[略]
5（投資）				[略]	5（投資 その他の 資産）			[略]	[略]
長期未収 金	[略]			[略]	長期未収 金			[略]	[略]
		雑口		[略]		雑口		[略]	[略]
投資有価 証券	[略]			[略]	貸倒引当 金			[略]	[略]
[略]				[略]	投資有価 証券			[略]	[略]
長期貸付 金	[略]			[略]	[略]			[略]	[略]
		その他貸		[略]	その他貸			[略]	[略]

	付金			
長期前払費用				[略]
その他投資				

	付金			
<u>貸倒引当金</u>				
長期前払費用				[略]
<u>長期前払消費税</u>				
その他投資				
<u>減価償却累計額（貸方）</u>				
<u>減損損失累計額（貸方）</u>				

2 流動資産

2 流動資産

款	項	目	節	備考
<u>現金預金</u>				
	[略]			
未収金		[略]		[略]
	[略]			
		[略]		
		雑口		
有価証券				[略]
	[略]			
[略]				
	[略]			
短期貸付金		[略]		[略]
	[略]			[略]
		[略]		
	雑口			
前払費用				[略]
	[略]			

款	項	目	節	備考
<u>現金・預金</u>				
	[略]			
未収金		[略]		[略]
	[略]			
		[略]		
		雑口		
<u>貸倒引当金</u>				
有価証券				[略]
	[略]			
[略]				
	[略]			
短期貸付金		[略]		[略]
	[略]			[略]
		[略]		
	雑口			
<u>貸倒引当金</u>				
前払費用				[略]
	[略]			

前払金	[略]			[略]
	雑口			
その他流動資産	[略]	[略]		[略]

前払金	[略]			[略]
	雑口			
未収収益 貸倒引当 金				
その他流動資産	[略]	[略]		[略]

3 繰延資産

款	項	目	節	備考
企業債発行差金 開発費 退職給与金				臨時多額の退職給与金を記載する。
試験研究費 災害損失				災害による資産の巨額の損失を記載する。
控除対象外消費税額				

[略]

4 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				建設改良又は投資に充てるために発行する企業債以外の企業債で契約期間1年以上のものをいう。

[略]

3 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				契約期間1年以上のものをいう。

<p>他会計借入金</p>	<p>一般会計 工業用水 道事業会 計</p>	<p>建設改良 又は投資以 外の目的の ために他会 計から借り 入れた借入 金で契約期 間1年以上 のものをい う。</p>	<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良 費等の財 源に充て るための 企業債 その他の 企業債</p>	<p>建設改良 費等の財 源に充て るための 長期借入 金</p>	<p>一般会計 工業用水 道事業会 計</p>	<p>他会計か ら借り入れ た借入金で 契約期間1 年以上のも のをいう。</p>	<p>ファイナ ンス・リー ス取引にお けるリース 債務（1年 以内に支払 期限の到来</p>
					<p>一般会計 工業用水 道事業会 計</p>			
						<p>一般会計 工業用水 道事業会 計</p>		
				<p>リース債 務</p>				

長期未収金	[略]	[略]	[略]	長期未払金	[略]	[略]	するものを除く。)をいう。 [略]
引当金	引当金	[略]	[略]	引当金	引当金	[略]	
	濁水準備引当金				退職給付引当金		退職手当の支払に充てるための引当額をいう。
	退職給与引当金				退職給付引当金		
	修繕準備引当金				修繕引当金		
					特別修繕引当金		
					その他引当金		
その他固定負債				その他固定負債			

5 流動負債

4 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	[略]			[略]

款	項	目	節	備考
一時借入金	[略]			[略]
企業債				1年以内に償還期限の到来する企業債をいう。
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
	その他の企業債			
他会計借				1年以内

その他流動負債	[略]	[略]	[略]	[略]
---------	-----	-----	-----	-----

引当金				に使用される見込みの退職手当の支払に充てるための引当額をいう。
賞与引当金				
法定福利費引当金				
修繕引当金				
特別修繕引当金				
その他引当金				
その他流動負債	[略]	[略]	[略]	[略]

5 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				
長期前受金収益化累計額（借方）				

[略]

6 資本金

款	項	目	節	備考
自己資本金				
借入資本金	企業債	政府債		
		公庫債		
		縁故債		

6 資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

	<u>特定資金</u> <u>公共事業</u> <u>債</u> <u>他会計借</u> <u>入金</u> <u>一般会計</u> <u>工業用水</u> <u>道事業会</u> <u>計</u>		
--	---	--	--

--	--	--	--

7 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	[略]			
	受贈財産 評価額			
	<u>国庫補助</u> 金			
	その他資本剰余金			
利益剰余金	[略]	[略]		

7 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	[略]			
	受贈財産 評価額			
	その他資本剰余金			
		<u>国庫補助</u> 金		
利益剰余金	[略]	[略]		

8 評価差額等

款	項	目	節	備考
<u>その他有</u> <u>価証券評</u> <u>価差額</u>				

[略]

[略]

8 事業収益

款	項	目	節	備考
電気事業 収益	[略]	[略]		
			<u>東北電力</u> <u>株式会社</u> 特定供給	

9 事業収益

款	項	目	節	備考
電気事業 収益	[略]	[略]		
			<u>水力発電</u> 特定供給	

		湯田ダム [略]		湯田ダム [略]
		特定供給 早池峰ダム		特定供給 早池峰ダム
		<u>渴水準備 金引当（ 借方）</u>		<u>渴水準備 積立金取 崩し</u>
	営業雑収 益	[略]	[略]	[略]
		公舎使用 料		公舎使用 料
		<u>宿泊施設 利用料</u>		雑収益
		雑収益		
			<u>附帯事業 収益</u>	
			<u>電力料</u>	
			風力発電 水力発電 太陽光発 電	
			<u>附帯事業 雑収益</u>	
			雑収益	
	財務収益	[略]	[略]	[略]
		雑利息		雑利息
	<u>附帯事業 収益</u>		<u>有価証券 取得差益</u>	
	<u>電力料</u>			
	東北電力 株式会社 (何)			
	附帯事業			

事業外収益	雑収益	雑収益	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	他会計補助金	[略]	[略]
	雑収益	不用品売却収益	[略]
[略]	[略]	その他雑収益	[略]

[略]

9 事業費用

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	
				児童手当	
			退職給与金		
				実支払額	

事業外収益	[略]	他会計補助金	[略]
	[略]	長期前受金戻入	[略]
[略]	[略]	貸倒引当金戻入	[略]
	[略]	雑収益	不用品売却収益
[略]	[略]	他会計負担金	その他雑収益

[略]

10 事業費用

款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	
				児童手当	
			賞与引当金繰入額		
			賞与引当金取崩し(貸方)		
			退職給付費		
				実支払額	

	象外消費税額償却			
	雑損失			
	建設準備勘定償却費			
	固定資産売却損			
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	事業外固定資産管理費			
	物品売却損			
	その他雑損失			
特別損失		[略]		
	固定資産売却損			
	臨時損失			
	過年度損益修正損			
	その他特別損失			

付表

	象外消費税額償却			
	雑損失			
	建設準備勘定償却費			
	固定資産売却損			
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	事業外固定資産管理費			
	物品売却損			
	その他雑損失			
特別損失		[略]		
	固定資産売却損			
	減損損失			
	災害による損失			
	過年度損益修正損			
	その他特別損失			

付表

[略]

款	項	目	節	細 節	備 考
建設仮勘定	[略]	[略]	[略]	[略] 児童手当 <u>退職給与金</u> 法定福利費	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第4条関係）

[略]

1 固定資産

款	項	目	節	備 考
工業用水道設備	[略]	[略]	[略] 諸車	[略] [略]
		無形固定資産	[略]	[略]
		減価償却累計額（貸方）	[略]	[略]
	（何）ろ過施設			[略]
[略]				[略]

[略]

款	項	目	節	細 節	備 考
建設仮勘定	[略]	[略]	[略]	[略] 児童手当 <u>退職給付費</u> 法定福利費	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第4条関係）

[略]

1 固定資産

款	項	目	節	備 考
工業用水道設備	[略]	[略]	[略] 諸車	[略] [略]
		<u>リース資産</u>		<u>ファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。</u>
		無形固定資産	[略]	[略]
		減価償却累計額（貸方）	[略]	[略]
	（何）ろ過施設	<u>減損損失累計額（貸方）</u>		[略]
[略]				[略]

長期未収金	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	雑口	[略]	[略]
投資有価証券	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]
長期貸付金	[略]		[略]	[略]
	[略]	その他貸付金	[略]	[略]
長期前払費用			[略]	[略]

長期未収金	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	雑口	[略]	[略]
<u>貸倒引当金</u>				
投資有価証券	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]
長期貸付金	[略]		[略]	[略]
	[略]	その他貸付金	[略]	[略]
<u>貸倒引当金</u>				
長期前払費用			[略]	[略]
<u>長期前払消費税</u>				
<u>その他投資</u>				
<u>減価償却</u>				
<u>累計額（貸方）</u>				
<u>減損損失</u>				
<u>累計額（貸方）</u>				

2 流動資産

2 流動資産

款	項	目	節	備考
<u>現金預金</u>				
	[略]	[略]		
未収金	[略]	[略]		[略]
	[略]	雑口		

款	項	目	節	備考
<u>現金・預金</u>				
	[略]	[略]		
未収金	[略]	[略]		[略]
	[略]	雑口		

有価証券				[略]
[略]	[略]			
短期貸付金	[略]			[略]
	[略]			
	雑口	[略]		
前払費用				[略]
	[略]			
前払金				[略]
	[略]			
	雑口			
その他流動資産				[略]
	[略]			
		[略]		[略]

<u>貸倒引当金</u>				
有価証券				[略]
	[略]			
短期貸付金	[略]			[略]
	[略]			
	雑口	[略]		
<u>貸倒引当金</u>				
前払費用				[略]
	[略]			
前払金				[略]
	[略]			
	雑口			
<u>未収収益</u>				
<u>貸倒引当金</u>				
その他流動資産				[略]
	[略]			
		[略]		[略]

3 繰延資産

款	項	目	節	備考
<u>企業債発行差金</u>				
<u>開発費</u>				
<u>退職給与金</u>				<u>臨時多額の退職給与金を記載する。</u>
<u>試験研究費</u>				
<u>災害損失</u>				<u>災害による資産の巨額の損失を記載する。</u>

控除対象
外消費税
額

[略]

4 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				<u>建設改良</u> <u>又は投資に</u> <u>充てるため</u> <u>に発行する</u> <u>企業債以外</u> <u>の企業債で</u> 契約期間1 年以上のも のをいう。
他会計借 入金				<u>建設改良</u> <u>又は投資以</u> <u>外の目的の</u> <u>ために他会</u> <u>計から借り</u> <u>入れた借入</u> <u>金で契約期</u> <u>間1年以上</u> <u>のをいう。</u>
	<u>一般会計</u> <u>電気事業</u> <u>会計</u>			

[略]

3 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				契約期間 1年以上の ものをいう 。
他会計借 入金				他会計か ら借り入れ た借入金で 契約期間1 年以上のも のをいう。
	<u>建設改良</u> <u>費等の財</u> <u>源に充て</u> <u>るための</u> <u>企業債</u> <u>その他の</u> <u>企業債</u>			
	<u>建設改良</u> <u>費等の財</u> <u>源に充て</u> <u>るための</u> <u>長期借入</u> <u>金</u>			
		<u>一般会計</u> <u>電気事業</u> <u>会計</u>		

長期未払金	[略]	[略]	[略]	[略]
引当金	退職給与引当金			
	修繕準備引当金			
その他固定負債				

5 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	[略]			[略]

リース債務				
長期未払金	[略]			
引当金	退職給付引当金			
	修繕引当金			
	特別修繕引当金			
	その他引当金			
その他固定負債				

4 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	[略]			[略]
企業債				1年以内に償還期限

一般会計
電気事業
会計

ファイナ
ンス・リー
ス取引にお
けるリース
債務（1年
以内に支払
期限の到来
するものを
除く。）を
いう。
[略]

退職手当
の支払に充
てるための
引当額をい
う。

[略] 前受金	[略] その他前受金	[略]	[略]	[略]	[略]
その他流動負債	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略] 前受金	[略] その他前受金	[略]	[略]	[略]	[略]
前受収益 引当金	退職給付 引当金				1年以内に使用される見込みの退職手当の支払に充てるための引当額をいう。
その他流動負債	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金				[略]

5 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				
長期前受金収益化				
累計額（借方）				

[略]

6 資本金

[略]

6 資本金

款	項	目	節	備考
自己資本 金				
借入資本 金				
企業債				
政府債				
公庫債				
縁故債				
特定資金				
公共事業 債				
他会計借 入金				
一般会計 電気事業 会計				

7 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余 金	[略]			
	受贈財産 評価額			
	国庫補助 金			
	その他資 本剰余金			
利益剰余 金	[略]	[略]		

[略]

8 事業収益

款	項	目	節	備考
工業用水 道事業収 益				

款	項	目	節	備考
資本金				

7 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余 金	[略]			
	受贈財産 評価額			
	その他資 本剰余金	国庫補助 金		
利益剰余 金	[略]	[略]		

[略]

8 事業収益

款	項	目	節	備考
工業用水 道事業収 益				

	[略]				
事業外収益	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		他会計補助金			
		雑収益			
			[略]	不用品売却収益	
				その他雑収益	
	[略]				[略]
		[略]			

	[略]				
事業外収益	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		他会計補助金			
		長期前受金戻入			
		貸倒引当金戻入			
		雑収益			
			[略]	不用品売却収益	
				他会計負担金	
				その他雑収益	
	[略]				[略]
		[略]			

[略]

9 事業費用

款	項	目	節	細節	備考
工業用水道事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	
				児童手当	
				退職給与金	

[略]

9 事業費用

款	項	目	節	細節	備考
工業用水道事業費用	[略]	[略]	[略]	[略]	
				児童手当	
				賞与引当金繰入額	
				賞与引当金取崩し(貸方)	
				退職給付費	

		退職給 与金償 却				貸倒引 当金取 崩し（ 貸方）			
		試験研 究費償 却							
		災害損 失償却							
		控除対 象外消 費税償 却							
	雑損失					雑損失			
		建設準 備勘定 償却費				建設準 備勘定 償却費			
		固定資 産売却 損				固定資 産売却 損			
		有価証 券評価 損				有価証 券評価 損			
		有価証 券売却 損				有価証 券売却 損			
		物品売 却損				物品売 却損			
		その他 雑損失				その他 雑損失			
特別損 失			[略]			特別損 失			[略]
	固定資 産売却 損					固定資 産売却 損			
	臨時損 失					減損損 失			
						災害に よる損 失			
	過年度					過年度			

	損益修 正損 その他 特別損 失				
--	------------------------------	--	--	--	--

	損益修 正損 その他 特別損 失				
--	------------------------------	--	--	--	--

付表

[略]

款	項	目	節	細節	備考
建設仮 勘定	[略]	[略]	[略]	[略] 児童手 当	[略]
			<u>退職給 与金</u> 法定福 利費		
		[略]	[略]	[略]	[略]

付表

[略]

款	項	目	節	細節	備考
建設仮 勘定	[略]	[略]	[略]	[略] 児童手 当	[略]
			<u>退職給 付費</u> 法定福 利費		
		[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。